

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月10日(火)
午後2時00分から午後2時25分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 24名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 19名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆			【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也		【24番】近松 安文

欠席委員数 5名

【4番】岡林 興通	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	【16番】渡部 正義
【23番】木村 誠			

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
次長	森本 猛
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 74 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~10)

議案第 75 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~10)

議案第 76 号

農地法第 3 条の規定による許可目的の買受適格証明願について (受付番号 1)

議案第 77 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について (受付番号 1)

議案第 78 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~10)

議案第 79 号

地域計画変更の意見照会について (受付番号 1~19)

議案第 80 号

農用地利用集積等促進計画関係 (農地中間管理事業) について (受付番号 1~73)

報告第 42 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~22)

報告第 43 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1)

報告第 44 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (受付番号 1~3)

6. 議事録

- 事務局 | 定刻が参りましたので、ただ今から「令和7年度 第12回総会」を始めさせていただきます。
- 本日は、委員24名中19名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。
- 議長 | それでは、ただ今から「令和7年度 第12回総会」を開会いたします。
- 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。
- まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
- 今回は、議事録署名人に【5番】井出 秀司 委員、【15番】新居田 守 委員の両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 | それでは、議案の審議に入ります。
- 議案第74号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
- 事務局 | それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
- 議案第74号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。
- [受付番号1]
申請地は高部にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は347㎡でございます。
- [受付番号2]
申請地は孫兵衛作にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計11,293.61㎡でございます。
- [受付番号3]
申請地は新谷にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は195㎡でございます。
- [受付番号4]
申請地は大西町脇、大西町山之内にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計19,930㎡でございます。
- [受付番号5]
申請地は菊間町種にある農地6筆で、登記地目は畑、面積は合計3,154㎡でございます。
- [受付番号6]

申請地は宮窪町宮窪にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,786 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は大三島町明日にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,329 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は大三島町野々江にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4,744 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は大三島町宗方にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は 5,199 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は大三島町肥海にある農地 14 筆で、登記地目は田、畑、面積は 10,227 m²でございます。

続きまして、議案書 1～4 ページの合計は、10 件、54 筆、面積 58,204.61 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4(4)アの「その土地が森林の様相を呈している」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 75 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 75 号についてご説明いたします。
議案書 4 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は2筆で、地目はいずれも田、面積は合計448㎡の遊休農地ですが、耕耘し野菜を栽培する予定となっております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑及び田、面積は合計713㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,676㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規耕作のため、使用貸借による設定を受けるものでございます。

[受付番号4]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は1筆で、地目は田、面積は148㎡の遊休農地ですが、耕耘し野菜を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号5]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計455㎡で、現在、花卉を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号6]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は233㎡の遊休農地ですが、耕耘し栗の木を植栽する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号7]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計1,190㎡の遊休農地ですが、耕耘し柑橘を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号8]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は649㎡の遊休農地ですが、耕耘し野菜を栽培する予定となっております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計1,485㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は1,024㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから20ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長

続きまして、議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可目的の買受適格証明願について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 76 号、農地法第 3 条の規定による許可目的の買受適格証明願についてご説明いたします。議案書 5 ページをご覧ください。

この案件は、令和 7 年 12 月 4 日付け大阪国税局公売公告第 14 号で公告された大西町脇地区の農地の公売期間入札に参加する適格者であるかどうかを判定するものでございます。

具体的には、この期間入札の対象となる農地は大西町脇甲 999 番 1 であり、農地の買受け資格について、農地法第 3 条許可申請と同様の要件にもとづいて審議するものでございます。

なお、適格証明書を受けて期間入札に参加した結果、農地の落札者となった者は、農地法第 3 条許可申請する必要があります。それでは、ご説明いたします。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業兼会社員、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 553 m²です。

今回、譲受人が耕作地拡大のため、公売に参加しようとするものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第 3 条第 1 項許可目的の買受適格証明願に係る要件確認書をご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項許可目的の買受適格証明願に係る要件確認書は 21 ページ、22 ページとなります。

それでは、農地法第 3 条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 77 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 78 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 77 号について、ご説明いたします。
議案書 6 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

申請人は自営業者、申請地は吉海地区八幡の 2 筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計 395 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が店舗併用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人はエステサロンを営んでいますが、経営規模拡大のため、申請地と隣接宅地を一体利用し、店舗併用住宅建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 2 月 13 日で、許可日から令和 8 年 7 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、議案第 78 号について、ご説明いたします。
議案書 7 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は日高地区高橋の 1 筆で、地目は田、転用面積は合計 181 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸ドッグランを整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、妻が営むペット用品販売を促進するため、申請地を譲渡人から購入し、店舗、露天駐車場店、ドッグランを整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 2 月 13 日で、許可日から令和 8 年 8 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は富田地区町谷の 1 筆で、地目は田、転用面積は 169 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在、実家住まいですが、同居する兄夫妻の子供も成長し手狭で不便になったことから、実家に隣接し生活のし易い申請地を譲渡人である父親から使用貸借し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 8 年 2 月 13 日で、許可日から令和 8 年 8 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3]

譲受人は不動産の賃貸、管理事業等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は富田地区東村 5 丁目の 1 筆で、地目は田、転用面積は 664 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備す

るにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は申請地近くで操業している系列の菓子、パン製造事業者が事業規模拡大に伴い運送用トラック等の駐車スペースが不足していることから、同社に貸付けしている露天駐車場に隣接し駐車効率の高い申請地を、譲渡人から購入し、貸露天駐車場を整備しようとするものでござい

ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年2月13日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は会社員とその妻2名、譲渡人は無職の者1名、申請地は清水地区中寺の1筆で、地目は畑、転用面積は323㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由である集落接続に該当していることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便であることから、譲渡人から申請地を購入し、自己用住宅を建築しようとするものでござい

ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年2月13日で、許可日から令和8年6月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は認可外保育施設を営む者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は朝倉地区朝倉上の1筆で、地目は畑、転用面積は482㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が学童保育事業施設の敷地拡張を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由である集落接続に該当していることか

ら、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は申請地の近隣において学童保育事業を営んでいるが、利用希望者が増加し施設に不足が生じていることから、譲渡人から申請地を購入し、学童保育施設を追加整備しようとするものでござい

ます。申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年2月13日で、許可日から令和8年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者と無職の者2名、申請地は吉海地区名の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,082㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年2月13日で、許可日から令和9年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、転用面積は117㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、申請地の隣接する土地建物に移住してきたものの、住居へ自家用車を乗り入れることができず日常生活に支障をきたしていることから、申請地を譲渡人から購入し、進入路及び駐車場を整備して、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年2月13日で、許可日から令和8年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号8]

譲受人は系統用蓄電設備による売電事業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区北浦の1筆で、地目は畑、転用面積は544㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る

農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が系統用蓄電設備を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、事業規模拡大のため、変電所に近く系統用蓄電設備による売電事業に適した申請地を譲渡人から購入し、系統用蓄電設備を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年2月13日で、許可日から令和8年9月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は不登校支援活動を行う者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は上浦地区盛の1筆で、地目は畑、転用面積は128㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、盛港から500m以内の農地であるため、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が不登校支援事業所を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は申請地に隣接する土地建物を購入し、不登校支援事業所と開設しようとしたところ、想定する利用者数に比して部屋数等不足しており、車両の駐車スペースがないことから、譲渡人から申請地を購入し、不登校支援事業所を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年2月13日で、許可日から令和8年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号10]

譲受人は宗教法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区宮浦の1筆で、地目は畑、転用面積は21㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が境内の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は曹洞宗の寺院で宗教活動を行っているが、檀家も高齢化し車での参拝を望まれる声の高まりを受け、譲渡人から申請地を購入し、進入路を整備して境内の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和8年2月13日で、許可日から令和8年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、手元にお配りしております農地法第5条の許可に係る申請書ごとの要件確認書ですが、23ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、やむを得ないものとして、知事に進達いたします。

なお、議案第 78 号の受付番号 4 と 5 は、申請地が優良農地の転用に係る案件でありますので、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、
議案第 79 号 地域計画の意見照会について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 79 号について、ご説明いたします。
議案書の 8 ページをお開きください。
議案第 79 号は、今治市が策定する地域計画の案について、今治市長から意見を求められているものでございます。
市内 19 の地区ごとに計画を策定しようとするもので、区域内農用地面積は全体で 8,507ha、うち農業用の利用が行われる農用地等の面積として 3991.3ha が選定されておりまして、各 19 地区の内訳につきましては、議案書のとおりとなっておりますので、ご確認ください。
地区計画で選定された農用地が目標地図に色づけされるわけですが、農業振興地域内の農用地、担い手が所有する農用地、農用地利用集積計画等により権利設定された農用地を選定の基本としつつ、そこから所有者等の申し出により、加えたり、外したりした農用地が今回選定されております。
地区小委員会におきましても、内容についてご確認いただき、いずれも適当との意見をいただいております。
以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
地域計画については適当との意見ではありますが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、適当ということよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは適当ということで、今治市長に回答することといたします。

議長 続きまして、
議案第 80 号 農用地利用集積等促進計画関係（農地中間管理事業）について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 9 ページをお開きください。
9 ページから 19 ページまでの議案第 80 号は、農地中間管理事業による農地の

貸し借りであり、貸す人と借りる人との間に農地中間管理機構を経由する3者間での権利設定となっています。

今回、今治市全体の計画の件数は新規73件、面積は141,554.45㎡となっております。

それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているか、などが定められた、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているため、各委員の意見は「適当である」とのことでした。なお、当該計画を定めることについて、本市の農林水産課に意見を求めたところ、「異議なし」とのことでした。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。

以上の計画は、いずれも適当との意見であります。ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

それでは、農用地利用集積等促進計画関係につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全員

(異議なし)

議長

それでは原案どおり決定いたします。